

5月31日(木)に「学校見学会」が行われ、地域の学校関係者や児童生徒、保護者、福祉関係者等、約120名の参加がありました。本校の全学部の授業を公開し、児童生徒の様子を参観していただきました。今回は、その様子を紹介したいと思います。



授業公開の後、体育館で説明会と個別相談を行いました。



まずは、本校の学校概要や学びの様子、進路状況についての説明の後、地域支援センターの取組について説明しました。

個別相談では、「就学や進学について」や、「配慮が必要な子どもの学習の進め方」などについての相談があり、情報提供を行いました。

参加者内訳

(幼稚園・保育所・学校関係者24名、児童生徒・保護者56名、福祉サービス事業所・福祉関係職)

～学校見学会に参加した方の感想の一部を紹介します～

児童生徒の皆さんが落ち着いて学習に取り組んでいたことに驚きました。日頃のご指導の現れと思います。

(小学校教員)



お忙しいところ見学させていただきました。先生方のパワーにも驚きです。私たちも頑張ります。いろいろ取り入れたいところがあり、参考になりました。

(福祉サービス事業所職員)



参加者の皆さまにいただいたアンケートの「参加目的」のなかで1番多いのは、「授業内容や指導方法を知りたい」でした。授業を見ていただく中で、少しでも地域の皆さんに、本校の教育活動や児童生徒の様子を知っていただく良い機会となったのではないのでしょうか。



<児童生徒が利用できる障がい福祉サービスと利用のための手続きについて>

夏季休業中や今後、①日中一時支援、②短期入所（ショートステイ）、③放課後等デイサービス等の利用を考えている保護者の皆さまに各サービスの内容や、実際に利用する際の手続きの方法についてお知らせいたします。

<日中一時支援>

①日中一時支援事業は、家族の方が見守りできない時間に障がい児や障がい者をお預かりして見守りをする事業です。
介護給付で受けるサービスのような支援プログラムは作成しません。

<短期入所（ショートステイ）>

②短期入所は、保護者が病気その他の理由で一時的に介護できない場合に、施設等へ短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護その他必要な保護を行うサービスです。

<放課後等デイサービス>

③学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。
学校教育法に規定する学校に就学している障がい児が対象です。

放課後等デイサービスを行う事業所が年々増えてきていますが、まだまだ須賀川市や白河市などに集中しているのが現状です。支援の形態も事業所毎に特色があり、学校まで迎えに来てくれる事業所や対象を中学生までに限定している事業所、通常の小中学校のみを対象とした事業所などさまざまです。

本校の児童生徒が利用できる事業所が少しでも増えるように、これからも各地域の自立支援協議会等に参加しながら本校の現状や保護者の皆さまのニーズをお伝えしていきたいと思っております。

【手続きの主な流れ】 ※市町村によって多少申請の仕方は異なる場合があります。

① サービスを利用したい時

各市町村にある「相談支援事業所」に相談します。その後の手続きの手順も教えてもらえます。ない場合は直接役所に連絡でも可能です。



② 各市町村の役所にある「障がい福祉の担当窓口」に行きます。

（障がい福祉課など）

*子育て支援の担当窓口になる場合もあるので役所で確認して下さい。



③ 役所の人聞き取り（認定調査）をして、医師の診断書に基づき、「障害支援区分」を決定します。どのくらいの支援が必要かの確認です。



④ 地域の相談支援事業所で「サービス等利用計画」を作成してもらいます。どのようなサービスをどのくらい利用したいかの相談ができます。



⑤ 「サービス等利用計画」を役所に出すと、「支給決定（どれくらいのサービスを利用できるか）」が決まり「受給者証」が交付されます。



⑥ 福祉サービス事業所に「受給者証」を持って行き、事業所と契約してサービスを使い始めます。サービス利用開始後に、必要に応じて計画の見直しを行うこともできます。

